

議案第96号

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例

(山陽小野田市税条例の一部改正)

第1条 山陽小野田市税条例（平成17年山陽小野田市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2第17項を同条第19項とし、同条第16項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例（平成26年山陽小野田

市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新市税条例第82条及び新市税条例」を「山陽小野田市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア (イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア (ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア (ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例(平成26年山陽小野田市条例第20号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項 の表第2号ア(イ) の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b

	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中山陽小野田市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定  
定 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の山陽小野田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の山陽小野田市税条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

山陽小野田市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p>

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～16 (略)

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

19 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～16 (略)

17 (略)

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後			改正前		
附 則			附 則		
<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る山陽小野田市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新市税条例第82条及び新市税条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第82条第2号ア	3,900円	3,100円	新市税条例第82	3,900円	3,100円
(イ)			条第2号ア	6,900円	5,500円
第82条第2号ア	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円
(ウ) a	10,800円	7,200円		3,800円	3,000円
第82条第2号ア	3,800円	3,000円		5,000円	4,000円
(ウ) b	5,000円	4,000円	新市税条例附則第	第82条	山陽小野田市税条
附則第16条第1	第82条	山陽小野田市税条	16条第1項の表		例等の一部を改正
項		例等の一部を改正	以外の部分		する条例（平成
		する条例（平成			26年山陽小野田
		26年山陽小野田			市条例第20号。
		市条例第20号。			以下「平成26年
		以下この条におい			改正条例」とい

		て「平成26年改正条例」とい う。) 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条			う。) 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	新市税条例附則第16条第1項の表	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
				6,900円	5,500円
				10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a		3,800円	3,000円
	6,900円	5,500円		5,000円	4,000円
	10,800円	7,200円			
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第			

		82条第2号ア
		(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円